

【上伊那版】

年 組

さん

令和 年 月 日

保護者 様

駒ヶ根市教育委員会

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）治癒報告書

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日（園児では3日）を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状がなくなるまでしっかり治してから登校させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。

また、登校の際は以下の治癒報告書を保護者の方が記入して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となったこの間は、欠席の扱いとはなりません。

【登校・登園停止期間例】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	発症	←	発症後5日間は登校できません				→		
例1	〃	解熱	1日目	2日目			登校 登園可		
例2	〃		解熱	1日目	2日目	3日目	登校 登園可		
例3	〃			解熱	1日目	2日目	登校可	登園可	
例4	〃				解熱	1日目	2日目	登校可	登園可

※発症後何日目に解熱したかによって登校（登園）できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。

きりとりせん

令和 年 月 日

学校長様

インフルエンザ治癒報告書

学校 年 組 番 児童氏名

保護者名

受診医療機関名	(受診日) 月 日 ()
診断名 (○印)	A型 ・ B型 ・ 疑い
発症日	月 日 ()
解熱日	月 日 ()
登校日	月 日 ()
学校を休んだ期間	月 日 () ～ 月 日 ()